

【相談内容】

No92.通行止めの措置を行った橋梁の判定区分について

- 判定Ⅲの橋梁について、道路橋定期点検要領にあるように「通行止め」の”措置”を実施した場合、その橋梁の判定はⅠとしても良いか？
- それとも判定Ⅲのまま「通行止め措置を行っている橋梁」として管理すべきか？

【助言内容】

- 通行止めの措置を行う橋梁の健全性の診断に関して、「通行止め」の措置については、「道路橋定期点検要領 平成31年2月 国土交通省 道路局」の6ページに記載のとおり、緊急に補修や補強などを講じることができない場合などの対応となる。
- よって、判定区分Ⅲに対して通行止めをしたとしても判定区分Ⅰにはならない。